

藍鼎元『女学』の研究

下見 隆雄

はじめに

藍鼎元、清朝の康熙十九年（一六八〇）に生まれ、雍正十一年（一七三三）に没した。字は玉霖、または任庵。福建の漳浦の人。鹿洲と号す。『清史稿』巻四七七、列伝二六四循吏二に伝記が見える（列伝七〇にも、藍延珍の従弟鼎元として記載が有る）。康熙六〇年（四二歳）台湾に朱一貴の乱あつて従軍、功績が認められ、後に雍正元年（四四歳）、北京に招かれ、『一統志』を分修する。著に『鹿洲集』・『東征集』・『平台紀略』・『棉陽學準』・『鹿洲公案』が有るといふ。なお、『清史稿』巻一四六、志二二二、芸文二に、『女学』六卷藍鼎元撰と見える。今、『鹿洲全集』に、『鹿洲初集』・『平台紀略』・『東征集』・『鹿洲公案』・『脩史試筆』・『棉陽學準』・『鹿洲奏疏』などとともに見え、『女学』六卷を収める。

本稿は、『女学』の資料分析を通して、撰者の典拠資料の扱いを究明し、また、この書の成立理念を模索して、女性教導書としての性格を明確にし、中国女性史上におけるこの書の位置づけを考察しようとするものである。

この書と同内容で、原文の上部に補説や文字の意味などを加えた『典故列女伝』なる一書があり、この書との関係については本誌『東洋古典学研究』第二集に簡単な紹介をした。ただし両書についての詳細な比較検討については別に発表する。

『典故列女伝』は明の解縉を撰者とする場合が有り、本学の中国人留学生陳梅氏は『解縉撰「典故列女伝」の研究』と題する修士論文をまとめた。本稿では、先ず、この陳梅氏の研究も参考にしながら、氏の研究成果を適宜紹介する。一方、筆者は独自の立場で研究を加え、『典故列女伝』は、藍鼎元の編纂にかかる『女学』を原本とする書であると認定した。この見解に依拠して、さらにやや詳しく本文に対する資料研究を試みるものである。

『女学』は、「女学総要」で初まる。古典諸書や諸家の示す女教の要を掲げ、『女学』全編を統論する。

〔婦徳〕篇上、第一章と第五章七章において、婦徳に関する諸家の指摘やこれに関する女性伝記説話を連ねる。以上、巻一（「女学巻一終」とあり、『典故列女伝』では、「典故巻一上終」とある）。なお、これらには細目を設けているが、これは下文の「資料研究」において、

「女学自序」を紹介しながら説明している。また、これは以下の研究従って詳細にされる。

〔婦徳〕中篇、第五八章〜第九一章。(卷二)。(「女学卷二終」と、『典故列女伝』では、第九一章を欠落し、しかも「典故卷之一中終」(?)の記なし)

〔婦徳〕下篇、第九二章〜第百二〇章。続いて、婦徳に関する総括。

(卷三)。(「女学卷三終」・「典故卷一下終」と)

〔婦言〕篇、第一章〜第七八章。(卷四)。(「女学卷四終」・「典故卷之二終」)

〔婦容〕篇、第一章〜第六一章。(卷五)。(「女学卷五終」・「典故卷之三終」)

〔婦功〕篇、第一章〜第五六章。『女学』編纂の趣旨・総論。(卷六)。(「女学卷六終」・「典故卷之四終」)

全編は、以上の様に編成される。本稿では、「女学総要」の研究部分のみ掲げる。

一、女学総要

〔原文〕

女子之学、一曰、婦徳、二曰、婦言、三曰、婦容、四曰、婦功、

孔子曰、婦人、伏於人也、是故、無專制之義、有三従之道、在家

従父、適人従夫、夫死従子、無所敢自遂也、

婦有七去、不順父母去、無子去、淫去、妬去、有惡疾去、多言去、

竊盜去、

女子の学。一に曰く、婦徳。二に曰く、婦言。三に曰く、婦容。四に曰く、婦功(1)。

孔子曰く、婦人、人に伏するなり(2)。是の故に専制の義無くして、三従の道有り。家に在りては父に従ひ、人に適きては夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。敢へて自ら遂ぐる所無きなり(3)。婦に七去有り(4)。父母に順はざるは去る。子無きは去る。淫は去る。妬は去る。悪疾有るは去る。多言は去る。竊盜は去る。

○資料研究

(1)『周礼』天官、九嬪に、「婦学の法を掌りて、以て九卿に教ふ。婦徳・婦言・婦容・婦功なり。各々其の属を帥りて、而して時を以て王所に御叙す。」とある。鄭玄注に、「婦徳」については、「貞順を謂ふ」と説明する。以下、「婦言」は「辞令を謂ふ」と、「婦容」は「婉婉を謂ふ」と、「婦功」は、「絲枲を謂ふ」とそれぞれ説明する。また、『後漢書』列女伝の曹世叔妻伝に引く『女誡』では、「婦行第四」に、「女に四行有り、一に曰く、婦徳、二に曰く、婦言、三に曰く、婦容、四に曰く、婦功。」とある。「婦徳」については、「必ずしも才明なること絶異なるならざるなり。」とし、さらに、「清間にして貞静、節を守りて整齐に、己を行ひて恥ぢ有り、動静に法有るなり。」と解説する。

「婦言」については、「必ずしも弁口の利辞なるならざるなり。」・「辞を扞びて説き、悪語を道はず、時ありて然る後曰ひて、人に厭はれず。」という。

「婦容」については、「必ずしも顔色の美麗なるならざるなり」・「塵穢を盥洗し、服飾、鮮潔に、沐浴、時を以てし、身、垢辱せず。」という。

「婦功」については、「必ずしも工巧の人に過ぐるならざるなり」・「紡績に専心し、戲笑を好まず、酒食を潔斎し、以て賓客に奉ず。」という。

『周礼』・『礼記』、昏義篇に、「古は、婦人、嫁に先だつこと三月……教ふるに婦徳・婦言・婦容・婦功を以てす」という。

『周礼』・『礼記』・『女誡』については、陳氏も指摘している。

藍鼎元は、『女学』を大きく婦徳・婦言・婦容・婦功の四篇で構成し、各々篇初に『女誡』の文を紹介しているから、『周礼』や、女性教導書としての曹大家『女誡』を重視していることはまちがいない。

このことは、「女学自序」においても確認できる。すなわち、「經史諸子百家及び列女伝・女誡の諸書を采輯し、周礼婦学の法に依る」という。

「婦徳」に分類するものとして、次のような項目を掲げて述べる。

「婦は徳を以て主と為す。故に婦徳を述ぶること独り詳しきのみ。之に先んずるに、『事夫』・『事舅姑』を以てし、繼ぐに『和叔妹』・『睦娣姒』を以てす。家に在りては、『事父母』・『事兄嫂』有り。嫡と為りては、『去妬』有り。約に処するには、則ち『安貧』有り。富貴なるときは、則ち『恭儉』有り（以上、巻第一）。常とすべく変ずべきものには、則ち『敬身』の若く、『重義』の若く、『守節』の若く、『復仇』の若き有り（以上、巻第二）。人の母と為りては、則

ち『教子』有り。人の継母と為りては、則ち『慈愛前子』有り。人の上と為りては、則ち『待下』有り。巫祝・尼媪の宜しく絶つべきものとして、則ち『脩正闢邪』の若き有り。其の余の者は『通論』と為す（以上、巻第三）。此則ち「婦徳」一篇の大概なり。」と

「婦言」については、「婦言は、多きを貴はず、当（かなう）なるを要す。則ち『勗夫』の若き、『訓子』の若き、『幾諫』の若き、『守礼』の若き、『賢智』の若き、『免禍』の若き有り。」と（以上、巻四）。

「婦容」については、「婦容は、端莊・静一にして、婉婉・因時なるを貴ぶ。則ち『事親之容』・『敬夫之容』・『起居・妊子・居喪・避乱之容』の若き有り（以上、巻五）。」と。

「婦功」については、「婦功は『蚕績』を先とし、『中饋』を次とし、『奉養』を為し、『祭祀』を為すこと、各々其の勞を執る。而して之を終えるに『学問』を以てす。各々其の余なる者を以て『通論』と為す（以上、巻六）。」と

そして、「婦徳」・「婦言」・「婦容」・「婦功」各篇の初めには、曹大家『女誡』を引用して篇の要旨を述べている。

(2)『大戴礼記』本命篇に、「女なる者は如なり。子なる者は慈なり。女子なる者は、言ふところは男子の教に如ひて、而して其の義理を長ずる者なり。故に之を婦人と謂ふ。婦人は、人に服するものなり。」という。『孔子家語』本命解第二十六には、「女子なる者は、男子の教に順ひて、而して其の理を長ずる者なり。是の故に専制の義無くして、三従の道有り。」とある。また『白虎通義』三綱六紀卷七に、「夫婦なる者は何の謂ぞや。夫なる者は扶なり。婦なる者は服なり」とあり、陳立は、「婦」と「服」と一音の転訓とい

う。「嫁娶」篇にも同様の句が見える。

(3)『儀礼』喪服(齊衰不杖期)の「女子子適人者」の「伝」に、「婦人に三従の儀有りて、専用の道無し。故に、未だ嫁がされば父に従ひ、既に嫁げば夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。故に父なる者は子の天なり。夫なる者は妻の天なり。」という。『穀梁伝』隠公二年に「婦人、家に在りては父に制せられ、既に嫁すれば夫に制せられ、夫死すれば長子に従ふ。婦人、専行せず、必ず従ふこと有り。」と。『礼記』郊特性篇に、「婦人、人に従ふ者なり、幼くしては父兄に従ひ、嫁しては夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ」と。『大戴礼記』本命篇に、前注(2)の文に続いて、「是の故に専制の義無くして、三従の道有り。家に在りては父に従ひ、人に適きては夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。敢へて自ら遂ぐる所無し。」とある。劉向『列女伝』母儀篇の「鄒孟軻母」に、「以て、婦人に擅制の義無くして、三従の道有るを謂ふ。故に、年少きときは即ち父母に従ひ、出でて嫁すれば即ち夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。」という。また、同篇の「魯之母師」に、「婦人に三従の道有りて、専制の行無し、少にしては父母に繋かり、長じては夫に繋かり、老いては子に繋かる。」とある。『白虎通義』嫁娶篇に、「嫁娶とは何の謂ぞや。嫁なる者は、家なり。婦人、外成(とつきゆく)して以て出でて人に適きて嫁を為す。娶なる者は取るなり。男女なる者は何の謂ぞや。男なる者は任なり。功業に任ずるなり。女なる者は如なり。人に従如(したがう)するなり。家に在りては父母に従ひ、既に嫁きては夫に従ひ、夫歿しては子に従ふなり。伝に曰く、婦人に三従の義有り」という。

以上、『女学』のここに引くこの部分は、『大戴礼記』本命篇に基

づくものの如くである。ただしこれには「孔子曰く、」は無い。この部分のみは、『孔子家語』本命解篇が類似の内容を持つから、孔子のことばとして掲げたものと思われる。

(4)『大戴礼記』本命篇に、「婦に七去有り。父母に順はざるは去る。子無きは去る。淫なるは去る。妬なるは去る。悪疾有るは去る。多言は去る。竊盜は去る。父母に順はざるの去るは、其の徳に逆らふが為なり。子無きは、其の世を断つが為なり。淫なるは、其の族を乱るが為なり。妬なるは、其の家を乱るが為なり。悪疾有るは、其の柔盛(みたまへのおそなえもの)を与にす可からざればなり。口の多言なるは其の親を離するが為めなり。竊盜は、其の義の反するが為なり。」とある。『女学』の基づいたのはこれであろう。なお、『公羊伝』莊公二十七年「大婦曰来婦」の何休注には、「婦人に七乗有り。」とし、「子無きは棄す。世を絶てばなり。淫佚は棄す。類を乱ればなり。舅姑に事へざるは棄す。徳に悖ればなり。口舌あるは棄す。親を離すればなり。盜竊は棄す。義に反すればなり。嫉妬は棄す。家を乱ればなり。悪疾は棄す。宗廟を奉る可からざればなり。」を掲げる。劉向『列女伝』賢明篇の「宋鮑女宗」には、「七去の道、妬、正に首と為す。淫僻、竊盜、長舌、驕侮、無子、悪病、皆其の後に在り。」とある。劉向『列女伝』には「父母に事へず」・「舅姑に事へず」が見えないようであるが、「驕侮」がこれに当たると受け止めることもできる。ただし、劉向の場合には、「驕侮」をとくに両親と関連付けない可能性も考えられる。これを巡る問題や男女の対応関係について、拙著『劉向『列女伝』の研究』の「宋鮑女宗」(伝注)12三〇七〜三〇九頁(一八八九、東海大学出版会)に述べる。

〔原文〕

礼曰、古者、婦人、先嫁三月、祖廟未毀、教於公宮。祖廟既毀、教於宗室、以教婦德。婦言・婦容・婦功、教成、祭之、牲用魚、芼之以蘋藻、所以成婦順、

男子親迎、男先於女、剛柔之義、天先於地、君先於臣、其義一也、執摯以相見、敬章別、

男女有別、然後父子親、父子親、然後義生、義生、然後礼作、礼作、然後万物安、無別無義、禽獸之道。

礼に曰く、古は、婦人、嫁に先だつこと三月、祖廟未だ毀たざれば、公宮に教ふ。祖廟既に毀ちたれば、宗室に教ふ。教ふるに、婦徳・婦言・婦容・婦功を以てす。教、成れば、之を祭るに、牲に魚を用ひ、之を芼(まぜあわせ)するに蘋藻を以てす。婦順を成す所以なり(1)。

男子、親迎するに、男、女に先んずるは、剛柔の義なり。天地に先んじ、君、臣に先んず。其の義、一なり(2)。

摯を執りて以て相ひ見るは、敬ひて別を章かにするなり(3)。

男女別有りて、然る後に、父子親し。父子親しくして、然る後に、義生ず。義生じて、然る後に、礼作る。礼作りて、然る後に、万物安し。別無く義無きは、禽獸の道なり(4)。

○資料研究

(1)『礼記』昏義篇に、「是を以て、古は、婦人、嫁に先だつこと

三月、祖廟未だ毀たざれば、公宮に教ふ。祖廟既に毀ちたれば、宗室に教ふ。教ふるに、婦徳・婦言・婦容・婦功を以てす。教、成れば、之を祭るに、牲に魚を用ひ、之を芼するに蘋藻を以てす。婦の順を成す所以なり。」とある。鄭玄注に、「之を教ふる者は女師なり。祖廟とは女出づる所の祖なり。公は君なり。宗室は宗子の家なり。」という。ここは、この『礼記』の文に依つてである。ただし、『儀礼』士昏礼の記にも同様の事を掲げる。すなわち、「女子、許嫁すれば、笄して之を禮し、字を稱す。祖廟未だ毀たざれば、公宮に教ふること三月。若し祖廟既に毀ちたれば、宗室に教ふ。」という。鄭玄注に、「祖廟とは、女の高祖にして君たる者の廟なり。總麻の親有るを以て、尊者の宮に就く。教ふるに、婦徳・婦言・婦容・婦功を以てす。宗室とは、大宗の家なり。」という。胡培翬『儀礼正義』に、敖繼公の説を引いていう。「これは、士族の貴い者に拠つて述べている。祖とはこの女子の先祖の君である。国君の五廟で、太祖の廟は毀たないが、その他の先君については、もし高祖を過ぎれば、これを毀つて(太祖の廟に)遷す。まだ毀たないというのは、今の君の四親廟の内にあるのである。」と。この女子の先祖が四親廟のある間は、公宮で教えを受けるのである。敖氏は、「公宮で教えるのは祖に統べられ、宗室に教えるのは宗に統べられる。」という。

祭ることについて、前引の『礼記』昏義篇の鄭玄注に、「之を祭るとは、其の出づるところの祖を祭るなり。魚・蘋・藻、皆、水物なり。陰の類なり。魚、俎の実と為す。蘋・藻、羹菜と為す。祭るに牲牢無し。事を告ぐるのみ。正祭に非ざればなり。其の畜盛に黍

を用ひるといふ。君、有司をして之を宗子の家に告げ使む。若し、其の祖廟已に毀てば、則ち壇を為りて而して告ぐ。」といふ。

『毛詩』召南の「采蘋」の序に、「采蘋は、大夫の妻、能く法度に循ふ。能く法度に循へば、則ち以て先祖に承け祭祀を共す可きなり。」といふ。本文に、「于きて以て蘋を采る。南澗の浜に。于きて以て蘋を采る。彼の行潦に于いてす。」とあり、鄭玄箋に、『礼記』昏義篇の文を引き、「此れ、女出づる所の祖を祭るなり。法度、四教（婦徳・婦言・婦容・婦功）より大なるは無し是れ又た祭りて以て之を成すなり。故に挙げて以て言ふ。……婦人の行、従順にして自ずから潔清なるを尚ぶ。故に名を取りて戒めと為す。」といふ。朱子『詩集伝』に、「蘋は水上の浮萍なり。……浜は厓なり。藻は聚藻なり。水底に生ず。茎は釵股の如くにして、葉は蓬蒿の如し。」といふ。また、「南国、文王の化を被る。大夫の妻、能く祭祀を奉りて、而して其の家人其の事を叙し以て之を美むるなり。」といふ。

(2)『礼記』郊特牲篇に、「男子、親迎するに、男、女に先んずるは、剛柔の義なり。天、地に先んじ、君、臣に先んず。其の義、一なり。」といふ。鄭玄注に、「先とは倡道（となえい）するを謂ふなり。」とある。『儀礼』士昏礼篇に、「親迎」の儀節を詳しく述べる。「賓、鴈を執りて従ふ。廟門に至りて、揖して入り、三揖して、階に至りて三たび譲る。主人、升りて西面す。賓、升りて北面して鴈を奠き、再拜稽首して、降りて出づ。婦、従ひて、西階より降る。主人、降り送らず。」とある。『礼記』昏義篇に、「父、親しく子に醜して、而して之に命じて迎えしむるは、男、女に先んずるなり。子、命を承けて以て迎ふ。主人、廟に筵几して、而して拜して門外

に迎ふ。婿、鴈を執りて入り、揖讓して堂に升り。再拜して鴈を奠く。蓋し親しく之を父母に受くるなり。降り出でて、婦の車を御す。而して婿、綏を授く。輪を御すること三周。先んじて門外に俟つ。」とある。

(3)『礼記』郊特牲篇に、前引に続いて、「オホクボ 犖を執りて以て相ひ見るは、敬みて別するを章かにするなり。」といふ。鄭玄注に、「言ふところは、敢へて相褻れざるなり。犖は、奠く所の鴈なり。」とある。

(4)『礼記』郊特牲篇に、前引に続いて、「男女別有りて、然る後に、父子親し。父子親しくして、然る後に、義生ず。義生じて、然る後に、礼作る。礼作りて、而して後に、万物安し。別無く義無きは、禽獣の道なり。」とある。『礼記』昏義篇には、「敬慎・重正して、而して後に之を親しむは、礼の大体にして、而して男女の別を成して夫婦の義を立つる所以なり。男女、別有りて、而して後に、夫婦、義有り。夫婦、義有りて、而して後に、父子、親有り。父子、親有りて、而して後に、君臣、正有り。故に曰く、昏礼は礼の本なり。」といふ。

以上、『女学』は、「男子、親迎するに、」と「禽獣の道なり。」に至るまで、『礼記』郊特牲篇に基づいている。

【原文】

班氏女誡曰、古者、生女三日、臥之牀下、弄之瓦磚、而齋告、臥之牀下、明其卑弱、主下人也、弄之瓦磚、明其習勞、主執勤也、

齋告先君、明当主継祭祀也、

三者、蓋女人之常道、礼法之典教、謙讓恭敬、先人後己、有善莫名、有惡莫辭、忍辱含垢、常若畏懼、

晚寝早作、勿憚夙夜、執務理事、不辭劇易、所作必成、手迹整理、正色端操、以事夫主、潔齊酒食、以供祭祀、若此苟備、而患名称之不聞、黜辱之在身、未之有也、

班氏女誡に曰く、古は、女を生めば、三日、之を牀（しんだい）下に臥（ふせる）せしめ、之に瓦磚（いとまきおもちや）を弄（もてあそ）ばしめて、而して齋（みをきよめ）して告（せんぞのみたまにほうこく）す。

之を牀下に臥せしむるは、其の卑弱にして人に下るを主（まもりとうとぶ）にするを明（なつとくりかい）にするなり。之に瓦磚を弄ばしむるは、其の習勞（はたらくをならい）にして勤（つとめはげむ）を執（さだめとす）るを主にするを明にするなり。

先君（せんぞ）に齋して告するは、当に祭祀（せんぞのまつり）を継（うけつぎつづける）するを主とすべきを明らかにするなり。

三者、蓋し女人の常道にして、礼法の典教なり。謙讓・恭敬にして、人を先にし己を後にす。善とせらるる有れども名する莫く、悪まるる有れども辞する莫かれ。辱を忍び垢（かた）を含みて、常に畏れ懼るるが若くす⁽¹⁾。

晩く寝、早く作きて、夙夜を憚ること勿れ。務めを執り事を理（り）めて、劇易を辞せず。作す所必ず成り、手迹、整へ理む。色を正して操（みづな）を端しくし、以て夫主に事ふ。酒食を深く吝

へ、以て祭祀に供す。

此くの若きこと苟も備りて、而して名称の聞こえず、黜辱の身に在るを患へること、未だ之れ有らざるなり。

○資料研究

この部分は、『女学』の「卑弱第一」の部分から採っている。ただし、『女学』では、省略や文字の改変が有る。以下のような。

○省略の部分

①「常若畏懼」の次に、「卑弱第一」には、「是謂卑弱下人也（是を卑弱人に下ると謂ふなり）」が有る。

②「手迹整理」の下に「是謂執勤也（是を勤を執ると謂ふなり）」が有る。

③「以事夫主」の下に「清静自守、無好戲笑、（清静自ら守りて、戲笑を好むこと無く、）」が有る。

④「以供祭祀」の下に「是謂継祭祀也（是を祭祀を継ぐと謂ふなり）」が有る。

⑤「未之有也」の下に「三者苟失之、何名称之可聞、黜辱之可遠哉、（三者、苟くも之を失すれば、何ぞ名称の聞こゆ可く、黜辱の遠ざかる可けんや、）」が有る。

○文字改変の部分

①「礼法之典教」は、「卑弱第一」には「礼法之典教矣」とある。

②「執務理事」は、「執務私事」とある。鼎元は、「私事」では落ちつかず、「執務」に対しては「理事」と対応するのが妥当と考えたのであろう。『女学』では、このように、必ずしも原典のままでは

なく、編纂者独自の判断で文字改変を企てる事が、しばしば有る。ただし、「卑弱第一」の「執務私事」はこれとして読めなくはない。

③「以供祭祀」は、「以供祖宗」とある。鼎元は、前文に「明当主継祭祀也」とあるから、ここも「祖宗」を「祭祀」に改めたのかも知れない。ただし、「卑弱第一」原文の「是謂継祭祀也」を省略しなければ、ここは、むしろ「以供祖宗」のままである方が落ちつくようである。

④「若此苟備」は、「三者苟備」とある。上記のような省略をすれば、このような改変をしなければ整わないからである。

以上、鼎元の用いた省略は、「卑弱第一」が、要領よく整理して語る教示の意図を正確に再現したとはいえないかも知れない。特に、上記省略の①②④は、「卑弱下人」・「執勤」・「継祭祀」を具体的に整理して掲げる「卑弱第一」の意図を見えなくするおそれが有ろう。

しかし、鼎元のまとめは、必ずしも「卑弱第一」の意図をそのまま再現するところに在るのではないから、かれこれの異同の是非は別として、『女学』における改変提示にはそれなりの理由が存したことを了解すれば良いであろう。われわれは、むしろ、鼎元における主體的な典拠処理に注目すべきであろう。すなわち、原典を要約して、女性の役目や自覚を簡略にして、「女学総要」として示す点が、編纂者鼎元の意図であり、これにはそれなりの提示効果が認められるのである。ここでの鼎元の注目した部分は、原典が、女性の役目と存在自覚を、「卑弱下人」・「執勤」・「継祭祀」の三に置くこと、そしてこれが「女人の常道にして、礼法の典教なり。」と指摘する点であったと思われる。

○「卑弱」の依拠するところ

「卑弱」についての解説は、すでに拙著『儒教社会と母性』二〇六頁以下に詳しいが、ここには概略指摘しておく。

「女を生めば、」について、

『詩経』小雅の「斯干」、「乃ち女子を生む。載ち之を地に寝ねしめ、載ち之にたたま揚を衣せ、載ち之に瓦を弄ばしむ。非無く儀無く、唯だ酒食を是れ議る。父母に権を治す無し」の節に示唆を得るのである。其の卑弱にして人に下るを主とするを明らかにす云々」は、当時の詩解釈に依るところがあるのだろう。因みに、「鄭箋」には「地に臥するは、之を卑しむ。……紡博、其の事有る所を習ふなり」という。

曹氏『女誠』では、三つ目に主婦の祖先祭祀の任を掲げているが、これは、あるいは「酒食を」のところにヒントを得て、これをもとに敷衍して、祖先の祭祀に関連づけ説いたものかと思われる。ところが「鄭箋」は特にこれに言及してはいない。また、『礼記』曲礼上に、「酒食を為りて以て郷党僚友を招く」とか、『論語』為政に、「酒食有れば先生に饌す」とあり、また、劉向『列女伝』の「鄒孟軻母」には、「夫れ夫人の礼、五飯を精し、酒漿を糲し、舅姑を養ひ、衣裳を縫するのみ。……易に曰く、中饋に在り……詩に曰く、……唯だ酒食を是れ議る」と見え、同じく「宋鮑女宗」には、「酒體を激漠し、饋食を羞して以て舅姑に事ふ」とか見えるように、一般的な捉え方としては、酒食のことを特に祭祀にのみ限定するのは苦しいように思われる。「斯干」のことも、特に祖先祭祀のみを意識してはいないかも知れない。後の朱子『詩集伝』も、ここは、『列

女伝』の孟母の言を紹介するのみ。しかしながら、一方、「酒食」のことを祖先祭祀に関連づけるのが全く特殊な見方とはいえないのである。『詩経』小雅の「楚茨」に、「以て酒食を為り、以て享し以て祀る、以て爰し以て侑む、以て景福を介にす」とあり、酒食で祖先を祭ることを述べる。また、古来、祭祀に熟食を献ずる饋食の礼が有るのである。曹氏がもし「酒食を」のところから、祖先祭祀を女性の重任として掲げるヒントを得たとするなら、それは「楚茨」の一節が頭に有ったからかも知れない。

なお、祭祀に事えることが嫁の重大事であることは、諸橋轍次著『支那の家族制』婚姻の意義（大修館、一九三〇）に指摘し、また、桑原隲蔵「支那の孝道殊に法律上より觀たる支那の孝道」（『狩野教授選歴記念支那学論叢』一九二八、後に『中国の孝道』講談社、一九八七）二に、妻を娶る目的として、家の血統を永続せんため・祖先の祭祀を続行せんため・父母を奉養せんための三を揚げ、夫のためになく、むしろ先祖と父母のためであると指摘する。なお、加藤常賢著『支那古代家族制度研究』（岩波書店、一九四〇）や栗原圭介著『古代中国婚姻制の礼理念と形態』（東方書店一九八二）など、婚姻と家族制を巡る詳細な論考が有る。また、滋賀秀三著『中国家族法の原理』（創文社、一九六七）も家族制について総合的に論じる。除楊杰著『中国家族制度史』（人民出版社、一九九二）は歴代の家族制についてその特徴をまとめる。なお、婚姻の目的の一として、祭祀があることを、陳鵬著『中国婚姻史稿』（中華書局、一九九〇）や史風儀著『中国古代婚姻与家庭』（湖北人民出版社、一九八七）も言及する。また、古来、家族制が存在の根幹とされた中国においては、祭祀は、

冠婚葬とともに四礼の一として尊ばれてきたこと、いうまでもない（諸橋轍次前掲著など）。牧野巽著『中国家族研究』上、一一、中国家族制度概説」三（一九三二、著作集第一巻、お茶の水書房、一九七九）に、宗族結合を物質的に表現しているものとして、祖先の祠堂があり、宗族はこの宗祠を中心とする祖先祭祀によって結合を固めていることを指摘する。なお、これに関する研究書の類は、拙著『儒教社会と母性』の二一五頁注(1)に詳細である。

〔原文〕

夫婦之道、参配陰陽、通達神明、

夫不賢、則無以御婦、婦不賢、則無以事夫、

陰陽殊性、男女異行、陽以剛為德、陰以柔為用、男以強為貴、女以弱為美、鄙諺曰、生男如狼、猶恐其戾、生女如鼠、猶恐其虎、然則修身莫若敬、避強莫若順、故曰、敬順之道、婦人之大礼也、

夫婦の道は、陰陽に参配し、神明に通達す(1)、

夫、賢ならざれば、則ち以て婦を御する無し、藤、賢ならざれば則ち以て夫に事ふる無し(2)、

陰陽、性を異にし、男女、行を異にす。陽は剛を以て徳と爲し、陰は柔を以て用と爲す、男は強を以て貴と爲し、女は弱を以て美と爲す。鄙諺に曰く、男を生みては、狼の如くあれかしとすれど、猶ほその戾ならんことを恐る。女を生みては鼠の如くあれかしとすれど、猶ほその虎のごとならんことを恐る。然らば則ち身を修めるに敬なるに若くは莫く、強を避けるに順なるに若くは莫し。故に曰く、敬順の道は、婦人の大札なりと(3)。

○資料研究

(1) この部分は、『女誡』の「夫婦」第二から抜粋している。『女学』では、この下に『女誡』の、「信天地之弘義、人倫之大節也、是以礼貴男女之際、詩著閔離之義、由斯言之、不可不重也、(信に天地の弘義にして、人倫の大節なり。是を以て、礼、男女の際を貴び、詩、閔離の義を著はす。斯に由りて之を言ふ。重んぜざる可からざるなり。)」の部分省略している。鼎元は、この部分は用いなくとも夫婦の道の意義を指摘するに十分と考えたのであろう。

『易経』繫辞下伝に、「乾は陽物なり。坤は陰物なり。陰陽、徳を合せて剛柔体有り。以て天地の撰を体し、以て神明の徳に通達す」とある。また、これを人間関係において孝との関連で説明するときは、例えば『孝経』応感章第一六のように、「長幼順なり、故に上下治まる。天地に明察すれば、神明彰はる。……孝悌の至れるは、神明に通ず。」とも示される。

(2) この部分も、『女誡』の「夫婦」第二に基づく、ただし、『女学』は、「夫不御婦、則威儀廢缺、婦不事夫、則義理墮闕、方斯二事、其用一也、察今之君子、徒知妻婦之不可不御、威儀之不可不整、故訓其男、檢以書伝、殊不知夫主之不可不事、礼義之不可不存也、但教男而不教女、不亦蔽於彼此之數乎、礼、八歳始教之書、十五而至於学矣、独不可依此以為則哉、(夫、婦を御せざれば、則ち威儀廢れ缺き、婦、夫に事へざれば、則ち義理墮れ闕く、方に斯の二事は、其の用一なり、今の君子を察するに、徒に知るのみなり妻婦の御せざる可からず、威儀の整へざる可からず、故に其の男を訓へ、檢するに書伝を以てす、殊に不

知らず、夫主の事へざる可からず、礼義の存せざる可からずを。但に男のみを教へて、而して女を教へず、亦た彼此の教に蔽はれずや、礼に、八歳、始めて之に書を教へ、十五にして而して学に至る。独り此に依りて以て則と為す可からざらんや)」の部分省略する。『女誡』のここには女性に教育は不要という世間の一般に対して、女性も学ばねばならぬとする見解が示されている。

鼎元は、この部分をここに用いないが、かれ自身は、女性の教育は必要とする明確な見解を持つている点を見落としてはならない。すなわち、「女学自序」において、「古は、男女皆学ぶこと有り」として、『周礼』の婦徳・婦言・婦容・婦功を婦学の要として掲げている。また、『女学』一書は、『近思録』や『小学』の持つ教育効果を期待したと表明している。後の第六卷の四十二章においては女子における「学問の功」に言及し、実はこの所において『女誡』のこの部分、すなわち、「今之君子、徒知妻婦之不可不御、威儀之不可不整、故訓其男、檢以書伝、殊不知夫主之不可不事、礼義之不可不存也、但教男而不教女、不亦蔽於彼此之數乎、礼、八歳始教之書、十五而至於学矣、不可依此以為則哉、」を紹介しているのである。

『女誡』は、夫婦としての男女の生き方に対する、各々の立場での積極的な自覚対応がなければ、夫婦の道はたたぬとする。すでに劉向『列女伝』においても、男性とは異質の人生価値を持つ女性の立場を正面から見つめようとする姿勢が見え、特に、その「貞順」第四においては、女子の従順を、受け身としてではなくて、積極的に生きる女性たちの伝記を列ねている(なお、拙著『劉向「列女伝」の研究』の「契母簡狄」・「周室三母」・「魯季敬姜」・「鄒孟軻母」・「宋鮑女宗」

などの注解に、儒教における男女対等の人間観について論じている。ただ、劉向においては、歴史的な状況からしても、これを直接女性に語りかけたとは断定し難いのに比べ、曹氏『女誡』はこのことを、直接女性に語りかけていると明確に把握できる点が異なる。これは、家における女子の積極的な役割が認識されねばならぬ時代の要請が存在したからであろう（したがって劉向『列女伝』もこの時代には女性を対象とする教導書として注目されるという新たな出発を始めたと思われる）。なお、『御覽』五四一引『列女伝』魯師春姜に、「夫れ婦人、従順を以て務めと為し、……婦、夫に事ふること五有り、云々」とある。また『白虎通』嫁娶篇に、「婦、夫に事ふること四有り云々」とあり、ほぼ同様のことを、『公羊伝』莊公二四年何休注にも述べらる。

(3) この部分は、『女誡』の「敬慎」第三より抜粋している。ただし、『女学』は、「夫敬非它、持久之謂也、夫順非它、寛裕之謂也、持久者、知止足也、寛裕者、尚恭下也、夫婦之好、終身不離、房室周旋、遂生媿黷、媿黷既生、語言過矣、語言既過、縦恣必作、則侮夫之心生矣、此由於不知止足者也、夫事有曲直、言有是非、直者不能不爭、曲者不能不訟、争訟既施、則有忿怒之事矣、此由於不尚恭下者也、侮夫不節、譴呵從之、忿怒不止、楚撻從之、夫為夫婦者、義以和親、恩以好合、楚撻既行、何義之存、譴呵既宣、何恩之有、恩義俱廢、夫婦離矣、（夫れ敬は它に非ず、持久するの謂なり。夫れ順は它に非ず、寛裕するの謂なり。持久なる者は、止り足るを知るなり。寛裕なる者は、恭ひ下るを尚ぶなり。夫婦の好みは、終ふるまで身を離れず。房室に周旋して、遂に媿黷を生ずるとき、媿黷、既に生ずれば、語言、過ぐ。語

言、既に過ぐれば、縦恣、必ず作る。さすれば則ち夫を侮るの心生ず。此れ止り足るを知らざるに由る者なり。夫れ事に曲直有り、言に是非有り。直なれば争はざる能はず、曲なれば訟へざる能はず。争訟、既に施さば、則ち忿怒の事有り。此れ恭しく下るを尚ばざるに由る者なり。夫を侮りて節あらざれば、譴呵、之に従ひ、忿怒、止まざれば、楚撻、之に従ふ。夫れ夫婦為る者は、義、以て和親し、恩以て好合す。楚撻、既に行はるれば、何の義か之れ存せん。譴呵、既に宣れば、何の恩か之れ有らん。恩義、俱に廢るれば、夫婦、離る。）」の部分省略している。

○「敬順」・「敬慎」について

『女誡』本文では、「敬順の道」を説くのに表題を「敬慎」とすることについて、後世『女四書』に収める『女誡』では「敬順」と改めている。本田濟『漢書・後漢書・三国志列伝選』（平凡社『中国古典文学体系』一九六八）の「後漢書、列女伝」において、『荀子』脩身篇に「慎墨」を「順墨」と記す（「術順墨而精雜汚」の楊倞注に「順墨當為慎墨」と。また、久保愛『荀子増注』に「順与慎通」と。）例があることを指摘して、「慎」は「順」の仮借と見ることもできるといふ。また、妻としてのつつしむべきこと「敬慎」が表題であり、その具体的目標が「敬」と「順」で示されたともとれる。しかしそれでも、なぜ表題を「敬順」としなかったのかを明確に説明できなかったのではない。『易経』需卦九三の象伝に「敬慎敗れず」とある。『孟子』滕文公下に、嫁に際しての母の言に「必ず敬み必ず戒めよ。夫子に違ふこと勿れ。順を以て正と為す者は、妾婦の道なり」とある。

○鄙諺について

鄙諺については適解を見ぬ。恐れる以下は、いま、狼・鼠各々の

反面の性格のことをいうと見た。すなわち、男は狼のように果敢で猛々しくあつて欲しいとは願うものの、その狼が同時に持つ神経質でびくびくする反面の性格が具わらねば良いがと思い、女の場合は、鼠のように可愛らしい様子であつて欲しいと願うものの、その反面に具わる獐猛な性格の方が表れなければ良いがと思うのである。

○夫婦の対応について

夫婦についての基本的な考え方は、『易経』に依るのである。妻のもちまえを柔順とするのは、「坤」卦の示すところである。その「象」伝に、「至れるかな坤元、万物資りて生ず。乃ち天に順承す。坤厚くして物を載す、徳无疆に合す。……牝馬は地の類、地を行くこと无疆なり。柔順利貞、君子の行ふ攸なり」。「陰は美有り」と雖も、之を含みて以て王事に従ひ、敢へて成さざるなり。地の道なり。妻の道なり」とある。陽である天が主として能動的に活動し、陰は地としての立場で従順の受動をそのもちまえとする。また「繫辞下」伝に、「夫れ乾、天下の至健なり。……夫れ坤、天下の至順なり」、「説卦」伝に、「乾は健なり。坤は順なり」などとある。これも坤陰柔順を説く。このほかには、『礼記』昏義篇に説く「婦順」、劉向『列女伝』にまとめられた女性の貞順も資するところが有ろう。『女誡』は、儒教の經典や『列女伝』などが示した女性像を通して、中国史上初めて、直接女性に語りかける、柔順を主体的積極的に生きたる女性の人格形成についての論述を、対象は己の子女ではあつたが、まとめたのである。家における女性の存在意義というものが具体化してきた後漢時代において、これは大きな意味を持つ仕事であつた。それ故にこそ、儒教社会における女性を男性に対する一方的隷従と

批判する観点からは、『女誡』の撰者曹大家の罪は大きいとされることにもなつたのである。この観点も否定はしない。しかし男の尊と主導は、むしろ女の主体的卑と従順によつて支えられていた点も確認しておく必要がある。なお、曹氏は男性の力による問題解決は是認していないようである。興味深い。

男女・夫婦を陰陽剛柔で把握するのは、中国古来の観方といつてよい。『易経』や『礼記』などにこの見方は多い、『易経』繫辞上伝に「天は尊く地は卑くして、乾坤定まる。……動静常有りて、剛柔断まる。……日月運行して、一寒一暑す。乾道は男を成し、坤道女を成す」、同「序卦伝」に「天地有りて然る後万物有り、万物有りて然る後男女有り、男女有りて然る後夫婦有り」、同「睽」卦の象伝に「天地睽きてその事同じ、男女睽きてその志通ず」、また、同「咸」卦の象伝に「柔上りて剛下る。二氣感応して以て相ひ与す。止まりて説ぶ。男女に下る。是を以て亨る。」など、『礼記』郊特性に「男子親迎して、男女に先んずるは、剛柔の義なり。天地に先んずるなり。」や同「昏義」篇に「天子陽道を治め、后陰道を治む。」「春秋繁露」基義篇に「夫を陽と爲し、妻を陰と爲す。」など。史書など外戚伝や后妃伝の序文でもさまざまにこれに言及する。『史記』外戚世家・漢書』外戚伝の序文に、古来、授命の帝王の功業成就には外戚の助けが必要であるとして、古来の后妃の賢助を掲げて「故に易は乾坤に基づけ云々」として、「夫れ夫婦の際、人倫の大倫なり。礼の用は唯だ婚姻を兢兢と爲す。夫れ案調して四時和す。陰陽の変万物の統なり。慎まざる可けんや。」と論述している。また『後漢書』皇后紀序には「后、宮闈（こうむのすまい）に

位を正し、天王に同体云々、同「列女伝」に「詩書の女徳を言ふこと尚し云々」と述べる。『三国志』魏書后妃伝には『易経』家人の卦の象伝を引いて「男位を外に正し、女位を内に正す。男女正しきは天地の大義なり。古先哲王、后妃の制を明らかにして、天地の徳に順はざるは莫し云々。」と論じる。『晋書』后妃伝には、「夫れ乾坤位を定め、男女形を流きて云々。」と起し、『礼記』昏義を引いて、「天子と后とは、日と月と、陰と陽との如し、……故に能く天寓に母儀もてし、王化を助宣するは、徳、載物に均しく、大を坤維に比す。」という。また伝末に「史臣曰く、方祗、安を体して、乾儀に儷きて徳を合し、……故に知る、陽は燥し陰は凝す云々。」という。また同「列女伝」序には「夫れ三才位を分かちて、室家の道克く隆んに、二族交歡して貞烈の風斯ち著らかなり。」などなどである。

〔原文〕

程氏女典曰、丈夫百行、以功補過、婦人四教、以備為成、是以礼有公宮宗室之教、詩有闈下蘋藻之奠、然後家道諧允、儀則表見於内、若夫麗色妖容、高才美辞、貌足傾城、言足乱国、此乃蘭形棘心、玉曜瓦質在邦必危、在家必亡、

程氏女典に曰く(1)、丈夫に百行ありて、功を以て過ちを補ふ(2)。婦人四教(3)ありて、備はれるを以て成れると為す。是を以て礼に公宮・宗室の教へ有り(4)。詩に闈下蘋藻の奠有り(5)。然る後に、家道、諧允(やわらぎただし)にして、儀則、内に表見す(6)。夫の麗色妖容にして、高才美辞のなるが若きは、貌は、

城を傾くに足り、言は、国を乱すに足る。此れ乃ち蘭の形にして棘の心、玉の曜きありて瓦の質なり。邦に在りては必ず危にし、家に在りては必ず亡ぼす(7)。

○資料研究

(1) 侯康『補三国芸文志』卷四儒家類に、「程曉、女典篇、芸文類聚卷二十三に見ゆ」と紹介する。また、姚振宗『三国芸文志』卷三に、「嚴可均全三国文編に曰く、程曉、女典篇、芸文類聚卷二十三に見ゆ」とある。嚴可均『全三国文』卷三九には、「曉、字は季明。東郡東阿の人衛尉程昱の孫。黄初中、列侯に封ぜられ、嘉平中、黄門侍郎と為る。後、汝南太守と為る。集二卷有り。」と紹介し、「請罷校事官疏」・「与傅玄書」・「女典篇」を録する。

程曉の伝は、『三国志』魏書卷一四程昱伝の孫曉として伝記が見える。注に、「曉別伝に曰く、曉、大いに文章を著はすも、亡失する多し。今の存する者、十分の一なる能はず。」という。

『芸文類聚』卷二三に引く魏程曉『女典篇』には、「婦人四教、以備為成、」の下に、「婦徳闕ければ、則ち仁義廢たる。婦言虧くれば、則ち辞令(ことばづかい)慢る。婦工簡なれば、則ち織紵荒れる。」の部分がある(嚴可均『全三国文』も同じ)。鼎元はこの部分を省略している。

これと直接関係はないが、『女典篇』の記載に次の疑問がある。「婦人四教」を掲げ、各々が欠けたときの問題点をここに列ねるのに、「婦容」には言及しないのはなぜであろうか。或いは原典からこの部分が欠落したのかとも思われる。

(2) 『詩經』衛風「氓」の「士の耽るは、猶ほ説く可きなり。女の耽るは、説く可からず。」の鄭玄箋に、「士に百行有りて、以て功過相ひ除く可し。婦人に至りては、外事無し維だ貞信を以て節と為す。」という。

(3) 婦徳・婦言・婦容・婦功の四。

(4) 前注に解説。『礼記』昏義篇などの文による。

(5) 前注に解説。『毛詩』召南の「采蘋」による。「子以篋之、宗室牖下」とある。

(6) 原文「儀則表見於内」を、『女典篇』では、「儀表則見於内（儀表、則ち内より見えはる）」に作っている。鼎元が自らの判断で改めたものか、誤引したものか決し難い。

(7) 『詩經』大雅、「蕩」の「瞻卬」に、「哲夫、城を成し、哲婦、城を傾く。……婦の長舌有るは、維れ厲わだかまの階はじなり。乱、天自り降るに匪あず。婦人自り生ず。」とある。なお、劉向『列女伝』の雙璧篇には、家を亡ぼし国を傾けた女性たちの伝記を列ねる。

〔原文〕

易曰、家人、利女貞、象曰家人、女正位乎内、男正位乎外、男女正、天地之大義也、家人有嚴君焉、父母之謂也、父父子子、兄兄弟弟、夫夫婦婦、而家道正、正家而天下定矣、

易に曰く、家人。女の貞しきに利あり。象に曰く、家人。女、位を内に正し。男、位を外に正す。男女、正しきは、天地の大義なり。家人に嚴君有りとは、父母の謂なり。父、父たり、子、子たり。兄、兄たり、弟、弟たり。夫、夫たり、婦、婦たり。

而して家道正し。家を正して、而して天下定まる(1)。

(1) 『易經』家人の卦に基づく。

『管子』形勢篇に、「父、父たらざれば、子、子たらざ」とあり、「形勢解」篇にも補って説明する。また、『論語』顔淵篇に、「父、父たり。子、子たり。……父、父たらず、子、子たらざれば云々」とある。『漢書』列伝三三・武五子伝の戾太子伝の茂（令狐茂）の上書に、「父、慈し、母、愛して、室家の中、子、乃ち孝順なり、……父、父たらざれば、則ち、子、子たらざ」と。『礼記』礼運篇に、「父は慈して子は孝す、兄は良して弟は弟す、夫は義して婦は聴す、長は恵して幼は順す、君は仁して臣は忠す。」とのべる。また、『春秋左氏伝』昭公二六年や、『晏子春秋』外篇重而異者篇の晏子の言には、「父は慈して子は孝す、兄は愛して弟は敬す、夫は和して妻は柔す、姑は慈して婦は聴す」と見え、『春秋左氏伝』文公十八年に、「父は義し、母は慈し、兄は友し、弟は恭し、子は孝す」、〔隱公〕三年に、「君は義して臣は行し、父は慈して子は孝し、兄は愛して弟は恭す」とある。『大戴礼記』四代篇には、「父は慈して子は孝し、兄は愛して弟は敬す」等々。

〔原文〕

右第一篇、統論女学之要、全書之綱領也、其下四篇、引古人之嘉言善行、以終此篇之義、

右第一篇、女学の要を統論す。全書の綱領なり。其の下四篇にては、古人の嘉言・善行を引き、以て此の篇の義を終ふ。

◎『典故列女伝』頭注部分

司馬光『家範』卷一に、『周易』・『礼記』・『孝経』・『詩経』などから、家を整えるための要諦を掲げ、呂坤『閨範図説』卷一嘉言篇に、古典諸書の示す女性認識を掲げる。藍鼎元『女学』の「女学総要」も基本的には、このような体裁を意識しているのであろう。

『典故列女伝』も本文は同じであるが、上段に頭注解説を載せる。今、この書の版本につきのようなものが確認できる。すなわち、①内閣文庫本・東洋文庫(a)本・②東洋文庫(b)本・③嘉慶乙丑(一〇)年版本(一八〇五年)・④同治二年版本(一八六三年)・⑤国立国会図書館本(光緒六年、一八八〇年)・⑥光緒六年版本 曉星樵人復校重刊(一八八〇年)である。なお、今一本、台湾の故宮博物院に、嘉慶壬戌(七)年刊本が存するがこれは未見である。

次に、卷一、一葉と二葉表にかけて掲げる頭注を掲げる。先ず、①内閣文庫本・東洋文庫(a)本原文を掲げ、書き下し文を連ねる。内閣文庫本を掲げる理由は後に述べる。

〔原文〕

七出、無子惡疾兩條、似過苛、
但古世祿之家重嫡立子、必以正室所生、
礼称、支庶子不祭、所以重大宗而尊崇祧也、
無子、繼体之位、豈可久虚、惡疾、無以潔蘋蘩而奉祭祀、必須另挾、
而内無二正、使彼無罪忽降為婢妾、情実不忍、故不得已而出也、而
終不与五者同、故又云、無所歸者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、

然諸侯之妻無子、亦有養妻子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此例、

芼、以菜雜肉為羹、

蘋音頻、大萍也、藻音早、水草可食、

垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較論也

七出、子無・惡疾の兩條、過だ苛なるに似たり。

但だ、古世祿の家、嫡を重んじ、子を立つるに必ず正室の生む所を以てす。

礼に称す、支庶子は祭らずと。大宗を重んじ而して宗祧を尊ぶ所以なり(1)。

子無き、繼体の位、豈に久しく虚にす可けんや。惡疾、以て蘋蘩を潔にして而して祭祀を奉る無きなり。必ず須らく另に挾ぶべけれども、而れども内に二正無し。彼の無罪をして忽ちに降して婢妾と為さ使むるは情として実に忍びず。故に已むを得ずして出だすなり。而して終に五者と同じくせず。故に又た云ふ、歸する所無き者は去らず、老を家に養ふと。情義兩つながら尽くさんことを庶幾ふのみ。然れども諸侯の妻、子無きも、亦た妻子を養ひて己の子と為す者有り。庶民の家の子無きが若き、恐らくは此の例に在らざらん(2)。

芼、菜を以て肉を雜へて羹と為す。

蘋、音頻。大萍なり。

藻、音早。水草の食らう可きもの。

垢、音苟。忍辱して垢を含む。言ふこころ、貧賤・勞苦に甘ん

じて較論せざるなり。

○資料研究

(1)『禮記』曲禮下に、「支子、祭らず。祭れば、必ず宗子に告ぐ。」とある。〔喪服小記〕に、「庶子、祖を祭らざる者は、其の宗を明らかにす。」と、また、〔大傳〕に、「庶子、祭らざるは、其の宗を明らかにす。」と見える。

(2)七出の「子無きは去る」について、『孟子』離婁上篇に「不孝に三有り、後無きを大と為す」という。趙岐注に、「礼に於て、不孝なる者三有り。……娶らずして子無きは、先祖の祀を断つ。……三者の中、後無きを大と為す。」という。『呂氏春秋』遇合篇に、「人に人の妻と為る者有り。人、其の父母に告げて曰く、嫁必ずしも生まざるなり。衣器の物、外に之を蔵して以て生まざるに備ふ可しと云々。」とある。俞樾『諸子平議』は、古は、子の無い婦人は出されたから、これを恐れて外に衣器を蔵して備えとしたものである。とし、『淮南子』汜論篇に「宋人に子に嫁する者有り。其の子に告げて曰く、嫁、必ずしも成らざる可と有り。如し出ださる有れば、私蔵せざる可からず。私蔵して富めば、其の以て復た嫁するに於て易ければなり。」を引いて、大旨はこれと同じという。

明の劉基『誠意伯文集』卷四の「郁離子」に、「七出」について、の「或問」に対して、「是れ後世薄夫の云ふ所にして聖人の意に非ざるなり。」とし、「淫」・「妬」・「不孝」・「多言」・「盗」の五は、「天下の悪徳」であるが、「悪疾」・「無子」は、「豈に人の欲する所ならんや。欲する所に非ずして而して之を得るは、其の不幸なり」とし、

「夫婦、人倫の一なり。婦、夫を以て天と為す其の不幸を矜まずして遂に之を棄つるは、豈に天理ならんや。而るを、是を以て典訓と為すは、是れ不仁を教へて以て人道を賊ふものなり云々。」という。また、明の陳霆『兩山墨談』卷六も同様の指摘をして、「婦に七去あり。其の五は言う可き者無きも、悪疾・無子に至りては則ち人の不孝なり。……古賢謂ふ、夫婦、人倫の一なり。婦、夫を以て天と為す。今、其の不孝を矜まずしてこれを棄つるは、豈に天理ならんや。」という。この見方は、『典故列女伝』のこの頭注の指摘に類似している。

清の李慈銘『越縕堂文集』は、七出について、その六はともかく、「無子に至りては、人の能く主る所に非ず。此を以て出ださるれば、則ち狂且・蕩色なる者は、將に為さざる所無からんとす。而も幽閑の世離を被る者も、恐らくは其の紀極を知らざらん。」という。また、『唐律疏議』中の問答を掲げる。「妻の無子なる者、出だすを聴すと。未だ幾年にして無子なれば即ち之を出だすかを知らず。」の問いに対して、「礼に云ふ、妻、年五十以上にして無子なれば庶長を立つるを聴すと。」と答えている。これについて、妻を娶れば宗廟の祭祀を承継いでいかねばならないから、妻で子が無ければ、情の矜む所ではあるが、礼においては弃る所であるから、この禁を設けざるを得なかつたわけだが、五十に至れば、三年の喪に會わない者は寡い。また、二十で嫁いで五十に至れば、経済的に家に貢献しない者も寡いのである。だから、子無きは去るのきまりは、律に設けていても実際に用いられたことはなかつたのだという。

『詩経』衛風の「河広」の疏に、「諸侯の夫人、子無しと雖も出

ださざるは、嬪妾既に多く絶嗣す可からざるを以てなり。故に易同人の注に云ふ、天子諸侯夫人出ださずと。是れなり。知る者は、春秋、魯の夫人子無きもの多し。皆、出ださず。若し余の六出を犯さば則ち去る。故に雜記に出夫人の礼有り云々。」とある。

次に、①⑥の諸版本を比較する。

- ①七出、無子惡疾兩條、似過苛、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ②七出、無子惡疾兩條、似過苛、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ③七出、無子惡疾兩條、似過苛、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ④七出、無子惡疾兩條、似過甚、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ⑤七出、無子惡疾兩條、似過奇、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ⑥七出、無子惡疾兩條、似過奇、但古世祿之家重嫡立子、必以正室
- ①所生、礼称、支庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体之
- ②所生、礼称、夫庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体之
- ③所生、礼称、夫庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体之
- ④所生、礼称、夫庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体之
- ⑤所生、礼称、夫庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体之
- ⑥所生、礼称、夫庶子不祭、所以重大宗而尊宗祧也、無子、繼体嗣
- ①位、豈可久虚、惡疾、無以潔蘋繁而奉祭祀、必須另扱、而内無二
- ②位、豈可久虚、思疾、無以礼制幸而辛祭祀、必須另扱、而内無二
- ③位、豈可久虚、思疾、無以礼制幸而辛祭祀、必須另扱、而内無二
- ④位、豈可久虚、惡疾、無以礼制使不去祭祀、必須另扱、而内無二

- ⑤位、豈可久虚、思疾、無以礼制幸而幸祭祖、必須另扱、而内無二
- ⑥位、豈可久虚、惡疾、無以礼制三而牽祭祖、必須另扱、而内無二
- ①正、使彼無罪忽降為婢妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与
- ②正、使彼無罪忽降為姪妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与
- ③正、使彼無罪忽降為姪妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与
- ④正、使彼無罪忽降為姪妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与
- ⑤正、使彼無罪忽降為姪妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与
- ⑥正、使彼無罪忽降為姪妾、情実不忍、故不得已而出也、而終不与

- ①五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、然
- ②五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、故
- ③五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、故
- ④五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、故
- ⑤五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、故
- ⑥五者同、故又云、無所婦者不去、養老於家、庶幾情義兩尽耳、故
- ①諸侯之妻無子、亦有養妾子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此
- ②諸侯之妻無子、亦有養妾子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此
- ③諸侯之妻無子、亦有養妾為己子者、若庶民之家無子、恐不在此
- ④諸侯之妻無子、亦有養妾子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此
- ⑤諸侯之妻無子、亦有養妾子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此
- ⑥諸侯之妻無子、亦有養妾子為己子者、若庶民之家無子、恐不在此

- ①例、莖羹、以菜雜肉為羹、蘋音頻、大萍也、藻音早、水草可食、
- ②例、莖羹、以菜雜肉為羹、頻音頻、大萍也、何音早、木草可食、
- ③例、莖羹、以菜雜肉為羹、頻音頻、大萍也、河音早、木草可食、
- ④例、莖羹、以菜雜肉為羹、頻音頻、大萍也、藻音早、水草可食、
- ⑤例、莖羹、以菜雜肉為羹、頻音頻、大萍也、何音早、水草可食、
- ⑥例、莖羹、以菜雜肉為羹、頻音頻、大萍也、藻音早、水草可食、

- ①垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較論也、
- ②垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較獨也、
- ③垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較獨也、
- ④垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較獨也、
- ⑤垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較獨也、
- ⑥垢音苟、忍辱含垢、言甘貧賤勞苦不較獨也、

以上比較してみると、内閣文庫本・東洋文庫(a)本は、出版年を確認できないが、文字の誤りが無く、諸版本の内では最も早く刊行されたものではないかと思われるのである。②以下のものには文字の異同多く、意味の通じない句も有るように思われる。このように頭注に誤りの多いことから、この『典故列女伝』というものの性格がおよそ想像できそうである。恐らく版刻の初めはかなりの学識のある人が企画したものであろうが、その後の版刻においては、文字の校正も正確になされず、単に刊行のみを目的として事は運ばれたものと思われる。

ところで、われわれにとっては、誤りの多い俗本として版を更め

刊行されたこの事実が興味深いのである。この書が、女性教導書として、文字の正確さにならずしも神経質でない世俗の世界でも注目されそれなりの役割も担われたということの一つの証とも見ることができそうだからである。

われわれは、藍鼎元『女学』に、資料整理は詳細であつて類別に丁寧で内容は充実し、ここに女教の書としての一定の品格を認めるのである。しかしながら、それ故に、一見、世俗の世界には流布しがたい固さも感じるし、編纂者が期待したほどには社会的に注目されなかったのではないかとも想像するのである。しかるに、『典故列女伝』の如き書が存在に直面するとき、われわれは、実はこの書は、世俗の現実にもっと幅広い対応のできる要素を含んでいたと考え直さねばならないのではなからうか。

次に、二葉裏に、①「脛瘠病之人」なる頭注が有り、諸本比較すると、

- ②就春病之人
 - ③就背病之人
 - ④脛瘠病之人
 - ⑤鼓養病之人
 - ⑥執背病之人
- である。④「脛瘠病之人」が本文の注として意味を持つ他は、すべて誤りである。版刻の際における頭注への配慮がいかに希薄であったかが伺える。

(本稿は平成九年度科学研究費基盤研究C(2)の成果の一部である。)